

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年12月3日(2009.12.3)

【公開番号】特開2008-99831(P2008-99831A)

【公開日】平成20年5月1日(2008.5.1)

【年通号数】公開・登録公報2008-017

【出願番号】特願2006-284220(P2006-284220)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月19日(2009.10.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域を有し、当該遊技領域に向けて遊技球が打ち込まれる遊技盤と、前記遊技領域の前記遊技球が打ち込まれる箇所から前記所定の距離だけ流下した遊技球を受け入れ可能な始動口と、

前記始動口への遊技球の入球があったか否かの判断を行う始動判断手段と、

前記始動判断手段により前記始動口への遊技球の入球があった旨判断されることに基づいて、大当たり及び役物当たりについての当落にかかる抽選処理を行う内部抽選手段と、

前記遊技領域の前記遊技球が打ち込まれる箇所から前記所定の距離よりも短い距離だけ流下した遊技球を受け入れ困難な閉状態と当該閉状態よりも該遊技球を受け入れ容易な開状態との間で開閉動作可能な開閉装置と、

前記内部抽選手段により前記役物当たりが当選されることに基づいて、前記開閉装置が所定の期間だけ開閉動作される役物当たり遊技を行う第1の特別遊技実行手段と、

前記開閉動作された前記開閉装置に遊技球が入球されたとき、特別領域及びハズレ領域を含む複数の受入領域のうちの前記特別領域に該入球された遊技球が振り分けられるか否かについての振分け抽選を行う機械抽選装置と、

前記機械抽選装置により前記特別領域に振分け抽選された遊技球が前記開閉装置に入球されてから当該機械抽選装置を介して第1の距離だけ流下したことに応じて、前記特別領域に遊技球が振分け抽選された旨判断する第1距離判断手段と、

前記第1距離判断手段により前記特別領域に遊技球が振分け抽選された旨判断されこと、及び前記内部抽選手段により前記大当たりが当選されること、のいずれかの条件が満たされることに応じて、前記役物当たり遊技よりも遊技者に有利な大当たり遊技を行う第2の特別遊技実行手段と、

前記機械抽選装置により前記ハズレ領域に振分け抽選された遊技球が前記開閉装置に入球されてから当該機械抽選装置を介して前記第1の距離よりも長い第2の距離だけ流下したとき、該遊技球が前記開閉装置に入球されてから前記第1の距離よりも長い第2の距離だけ流下した旨判断する第2距離判断手段と、

少なくとも遊技球が前記開閉装置に入球されてから振分け抽選されるまでの期間、前記内部抽選手段による前記抽選処理が新たに行われることを禁止させる内部抽選禁止手段と、

少なくとも前記第2距離判断手段により前記開閉装置に入球した全ての遊技球が前記第2の距離だけ流下した旨判断されることに応じて、前記内部抽選禁止手段による禁止を解除する内部抽選再開手段と、を備える

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記遊技進行中止装置は、前記所定の期間内に前記開閉装置に入球した遊技球のうちの前記ハズレ領域に振分け抽選された遊技球を当該開閉装置内にて停留させることで、該遊技球の当該開閉装置からの排出を禁止させるものであり、

前記遊技進行許可装置は、前記遊技進行中止装置による遊技球の停留を解除することで、該遊技球の排出の禁止を解除するものである

請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記始動口は、前記遊技盤の横孔として形成されてなる

請求項1または2に記載の遊技機。